

行政の窓

道産木材住宅のローン金利を優遇

これから道産木材で住宅を新築される方に朗報です。北海道労働金庫（通称「ろうきん」）が、金利を優遇する制度を創設しました。

この制度は、道庁と北海道木材産業協同組合連合会（通称「どうもくれん」）が共同でろうきんに提案を行い、“道内の豊富な森林資源を利用することにより「地球温暖化の防止」「森林整備」「地域経済の活性化」等を推進することにつながる”ことが、ろうきんのCSR（企業の社会的責任）にも合致するとのことで、実現しました。

今後は、他の金融機関にも取組を広げるとともに、工務店等の建築業界や木材業界にも周知を徹底し、利用実績を確実に積み上げていくことが重要です。

近い将来、道産木材で住宅を建てるのが当たり前になることを夢見て。

■「北の木の家」認定制度

優遇措置の対象となる住宅は、どうもくれんが「北の木の家」認定証を発行した住宅です。

<認定基準>

- ① 産地証明制度により証明された、道内の森林から伐採された木材（以下「道産木材」という。）を使用していること。
- ② ①の道産木材は、全て合法性が証明されていること。
- ③ ①の道産木材のうち、構造用材にあっては、JASで認定された、構造用製材（含水率が20%以下のもの、もしくは防腐加工されたものに限る。）、構造用集成材、もしくは、構造用合板等を使用していること。
- ④ ①の道産木材の使用量が、延べ床面積1㎡あたり0.1㎥以上であること。

<認定取得の方法>

建築主（又はその代理人）が、資材の納入後、所定の様式に、以下の証明書類を添付して、どうもくれんに提出します。どうもくれんは、書類審査により、認定する場合は、2週間以内に認定証を発行します。

- ① 建築確認済証（写）
- ② 産地証明書
- ③ 合法証明書
- ④ JAS認定証（製材の場合は、含水率試験成績通知書等も必要）

<そのほか>

詳細についてはどうもくれんにお問い合わせ下さい。（ホームページでもご案内しています）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目北海道林業会館3階

電話：011-251-0683 <http://www.woodplaza.or.jp/kinoie/>

■ろうきん「北の木の家」金利優遇制度

道内に自ら居住するために住宅を新築する勤労者の方が、「北の木の家」の認定証の交付を受ける場合に、固定金利期間特約型住宅ローンの金利を0.3%優遇します。

※ 他の優遇制度とは併用できない場合もあります。

※ 詳細については、お近くのろうきん窓口へお問い合わせ下さい。

（水産林務部林務局林業木材課 需要推進グループ）